

三重県職員（児童福祉司）の募集について

三重県では、次のとおり職員を募集しています。

1 職種、採用予定数、職務内容及び受験資格等

| 職種 | 採用 予定数 | 職務内容 | 受験資格 | | 連絡先 |
|-------|-----------|--------------------|------------------------------|--|---|
| | | | 年齢 | 免許等 | |
| 児童福祉司 | 約2名 | 児童相談所などにおける各種相談、判定 | 昭和40年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 | 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者(令和7年4月1日までに取得見込みの者を含む) ※別添の児童福祉司任用資格調査票を参照してください | 三重県子ども・福祉部 子ども・福祉総務課 担当 内田、伊藤 TEL 059-224-2411 |

※ 所属は、採用後の人事異動により変わることがあります。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 試験の日時及び会場

| 日時 | 会場（集合場所） |
|---|--|
| 令和6年7月14日（日）午前9時から午後7時頃まで （受付開始は午前8時45分から） ※申込者多数の場合、人物試験を7月21日（日）に指定することがあります。その場合は、7月8日（月）までに連絡します。 | 三重県吉田山会館2階 第206会議室 （津市栄町1丁目891 三重県庁前） |

試験当日の連絡先：三重県人事委員会事務局職員課任用班 電話059-224-2932

3 試験の内容及び合格者の決定方法

| 試験種目 | 配点 | 基準点 | 内容 |
|--------------|--------------|------|---|
| 教養試験 | 50 | 17.5 | 公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。 |
| 専門試験 （記述） | 50 | 17.5 | 児童福祉司に必要な専門知識について、記述式による筆記試験を行います。 |
| 人物試験 | 100 | ※ | 人物について、個別面接による試験を行います。 |
| 適性検査 | 配点なし（適否のみ判定） | | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

※ 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。（評定結果に応じて配点されます。）

(1) 教養試験の出題分野

知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学

知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

(2) 合格者の決定方法について

合格者は、全ての基準点を満たす受験者のうち、総合得点の高い人から順に決定します。（基準点については、概ねの基準であり、採用予定者数確保のため、変更する場合があります。）

（裏面に続く）

4 合格者の発表

可否の結果は、令和6年8月上旬頃（予定）に書面で本人あてに通知します。

5 採用


採用者は試験合格者の中から任命権者が行う面接等により決定します。

採用は原則として令和7年4月1日以降の予定です。なお、採用時までには児童福祉司の任用資格を有することが必要です。

6 給与

職員として採用された場合には、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づく給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

7 受験の申込方法及び受付期間

| 区分 | 内容 |
|--------------|--|
| 申込方法 | 下記のリンク先よりお申込みください。（令和6年6月21日（金）午後5時必着） URL : https://logoform.jp/f/j0bTW 【必要書類等（各1部）】 下記の書類を申込先に直接持参するか郵送（簡易書留）してください。 (1) 卒業証明書又は卒業見込証明書（最終学校） (2) 面接カード（所定様式） ※受験番号は当日割り当てますので空欄のままとしてください。 (3) 宣誓事項確認書（所定様式） (4) 児童福祉司任用資格調査票（所定様式） (5) すでに児童福祉司任用資格を有する方は、それを証する書面等の写し  |
| 申込先及び所定様式請求先 | 三重県子ども・福祉部 子ども・福祉総務課 総務班（担当：内田、伊藤） 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁2階） 電話 059-224-2411 |
| 受付期間及び時間 | 令和6年5月28日（火）から令和6年6月21日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで |

8 受験上の注意事項

- 本試験の実施にあたっては、受験票の発行はしていませんので留意願います。
- 試験日には、BまたはHBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム等筆記用具、時計（計時機能だけのものに限る）及び昼食を持参して、直接試験会場にお越しください。
- 試験会場には駐車場がないので、必ず公共交通機関を利用してください。
- 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

9 試験成績の提供

受験者のうち希望者には試験成績を提供します。なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証など）を持参のうえ、直接お越しください。

| 請求できる人 | 提供内容 | 提供期間 | 提供場所 |
|--------|-----------------------------|---|---------------------------------------|
| 受験者本人 | 受験者本人の試験種目ごとの得点、総合得点及び総合順位等 | 可否通知発送日から起算して1年間 （ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） 午前8時30分から午後5時まで | 三重県総務部人事課 三重県津市広明町13番地 （三重県庁3階） |

※基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

面 接 カ ー ド

| | | | |
|---|---|-------|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ボールペン又はサインペンを用いてていねいに記入してください。 ・ <u>学歴、職歴欄に学校名、企業名は記入しないでください。</u> ・ 該当する□の中にはレ印をつけてください。 <p>※このカードは人物試験の際の質問の参考資料とするもので、この目的以外に使用することは一切ありません。</p> | 試験の種類 | 試験区分 | 受験番号 |
| | 選考 | 児童福祉司 | |
| | ふりがな | | |
| | 氏 名 | | |
| | (歳) | | |
| 学 歴 | 職 歴 (ある場合は最も新しいものを記入してください。) | | |
| 種類 | <input type="checkbox"/> 中学 <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 専門学校等 | | |
| 期間 | <input type="checkbox"/> ある (職種: _____) (期間: _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで) | | |
| 学部 学科 | <input type="checkbox"/> ない | | |
| 区分 | <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 中退 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 採用されたら取組みたい具体的な業務 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 性格：あなたが自覚している性格について書いてください。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 学 生 生 活 | 専攻学部・学科を選んだ動機・理由 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 卒業論文のテーマ (ゼミナール又は実習のテーマ) | | |
| | | | |
| | | | |
| 趣味・特技など | | | |
| | | | |
| | | | |
| 今後活かせると思うこれまでの体験 (職業経験、学生生活、アルバイト、ボランティア活動など) | | | |
| | | | |
| | | | |
| 最近関心や興味をもった社会問題、時事ニュース | | | |
| | | | |
| | | | |

児童福祉司任用資格調査票 (注4)

| 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 (歳) |
|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 資格要件区分 (※ 番号は、児童福祉法第13条第3項の各号に対応) | | 該当する欄に○ を記入 (複数回答可) |
| 1号 | 認定法人(注1)が認めた講習の課程を修了し、認定法人が実施する試験に合格し、かつ登録の申請により認定法人が備える登録簿に「こども家庭ソーシャルワーカー」として登録を受けたもの | 資格要件のいずれか1項目に該当する必要があります。 |
| 2号 | 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科を卒業した者 | |
| | 国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部を卒業した者 | |
| | 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科(※2022.3閉校)を卒業した者 | |
| 3号 | 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設(注2、以下同じ)において1年以上相談援助業務(注3、以下同じ)に従事したもの | 大学名 |
| | | 学科名 |
| 4号 | 医師 | 従事先 |
| 5号 | 社会福祉士 | 従事内容 |
| 6号 | 精神保健福祉士 | |
| 7号 | 公認心理師 | |
| 8号 | 社会福祉主事として、2年以上相談援助業務に従事した者であって児童福祉司任用前講習会の課程を修了したもの | 従事先 |
| 9号 | 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの | 大学名 |
| | | 学科名 |
| | | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの | 大学院名 |
| | | 研究科名 |
| | | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの | 大学名 |
| | | 研究科名 |
| | 従事先 | |
| | 従事内容 | |
| | 社会福祉士試験に合格した者 | |
| | 精神保健福祉士試験に合格した者 | |
| | 公認心理師試験に合格した者 | |
| | 保健師又は助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、こども家庭庁長官が定める講習会(以下指定講習会という。)の課程を修了したもの | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 看護師又は保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては2年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの | 資格名 |
| | | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間と、児童相談所の所員として勤務した期間の合計が2年以上ある者であつて児童福祉司任用前講習会の課程を修了したもの | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 社会福祉主事たる資格を得た後、3年以上相談援助業務に従事した者であつて児童福祉司任用前講習会の課程を修了したもの | 従事先 |
| | | 従事内容 |
| | 児童指導員であつて、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの | 従事先 |
| | | 従事内容 |

※ 注1、注2、注3、注4については次頁(裏面)参照

注1 「認定法人」とは、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能についてこども家庭庁長官の認定を受けた審査・証明事業を実施する者。

注2 「指定施設」とは、以下の施設が該当する。

1 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

2 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設（「1」に掲げる施設を除く。）

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 医療法に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

3 上記に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

- 児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村（特別区を含む）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）

注3 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する「相談援助業務」（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務）に従事していることが必要である。その具体的な範囲は、児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等を定める厚生労働省通知、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験の範囲を定める厚生労働省通知等による。

病院、社会福祉施設等における看護業務、介護業務等の直接処遇業務はこれに含まれない。

注4 本調査票の記載内容に虚偽の記載があった場合や採用時まで児童福祉司の任用資格を有していない場合等は、三重県に採用される資格を失うことがある。

宣誓事項確認書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名（自筆）

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。